

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査の作況調査・果樹調査（以下「本調査」という。）として実施したものであり、果樹の結果樹面積（パインアップルにあっては、収穫面積。以下同じ。）、10a当たり収量、収穫量及び出荷量の現状とその動向を調査し、生産対策・需給調整・流通改善対策、価格対策、農業共済事業の適正な運営等に関する資料とすることを目的としている。

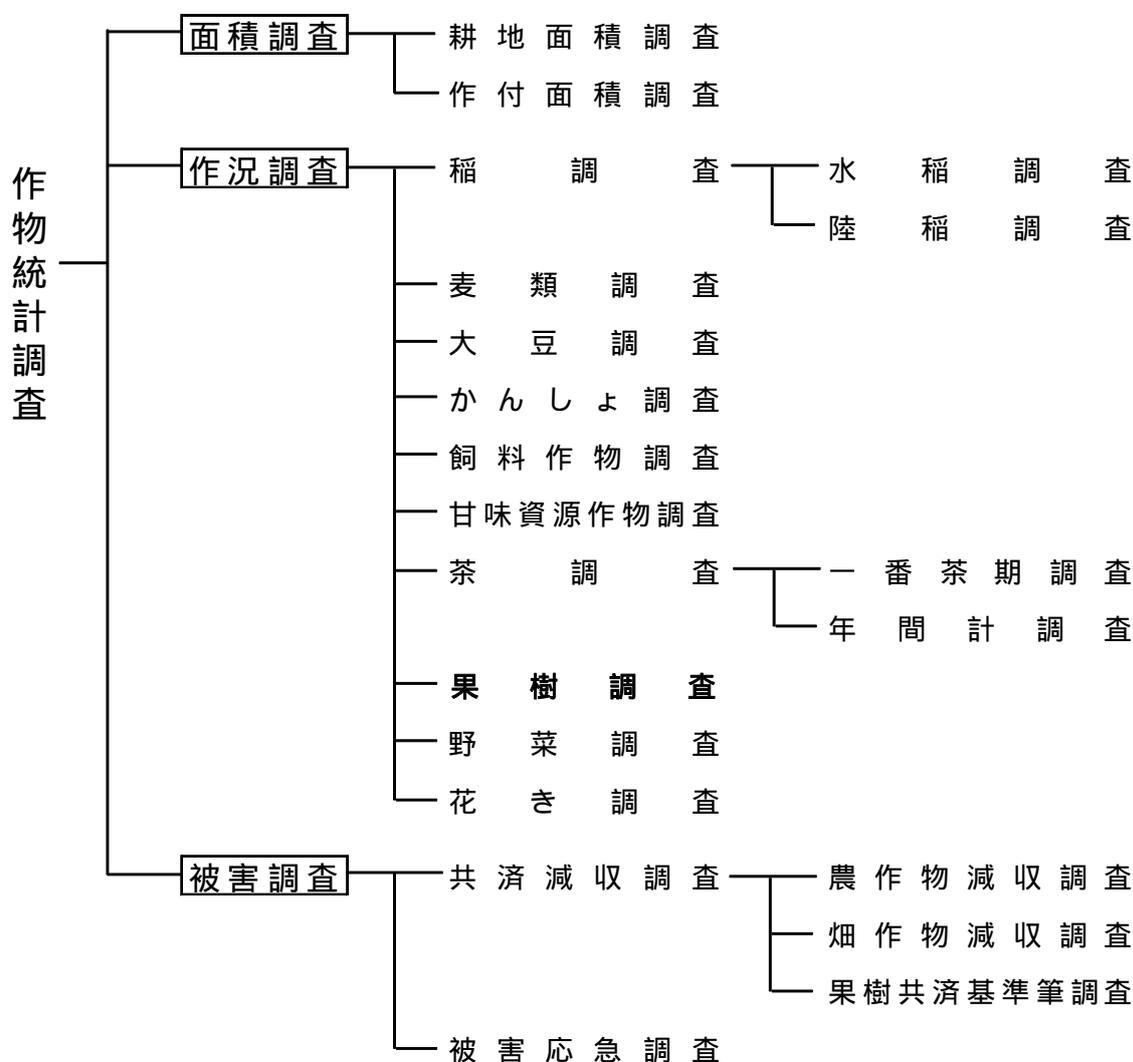
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系



(5) 調査の範囲

調査対象都道府県（別表3 品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表参照）については、調査品目ごとに、全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県及び果樹共済事業（農業災害補償法に基づき、自然災害等により農作物等に受けた損害の経済的な損失を補てんする事業）の実施都道府県、さらに、みかん及びりんごにあっては、これに「果実需給調整・経営安定対策事業」

実施都道府県を加えた都道府県について調査を実施している。

なお、パインアップルは沖縄県のみ調査を実施した。

(6) 調査対象の選定

調査対象は、調査対象都道府県において、調査対象品目の集出荷を行っている農協等の関係団体（関係団体調査）及び標本経営体（標本経営体調査）としており、その選定については、以下のとおりとした。

ア 関係団体調査（全数調査）

調査対象となる全ての関係団体とした。

イ 標本経営体調査（標本調査）

2010年世界農林業センサスにおいて、調査対象品目を販売目的で栽培した農林業経営体を無作為に抽出（母集団名簿を栽培面積順に並べ替えを行い、設定した栽培面積規模別の標本数に応じて等間隔に抽出する方法（系統抽出法）により抽出）した。

(7) 調査の対象数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数	有効回収数	有効回収率 = /	母集団経営体数	標本数	抽出率 = /	有効回収数	有効回収率 = /
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
みかん	377	316	83.8	59,258	2,248	3.8	1,471	65.4
りんご	406	285	70.2	44,637	1,611	3.6	1,096	68.0
日本なし	279	265	95.0	19,291	1,423	7.4	876	61.6
西洋なし	137	116	84.7	5,979	274	4.6	202	73.7
かき	209	184	88.0	28,020	1,244	4.4	895	71.9
びわ	56	53	94.6	2,888	280	9.7	168	60.0
もも	220	199	90.5	23,758	1,061	4.5	726	68.4
すもも	132	115	87.1	7,230	392	5.4	269	68.6
おうとう	116	99	85.3	10,914	321	2.9	221	68.8
うめ	59	44	74.6	10,445	534	5.1	302	56.6
ぶどう	363	330	90.9	31,562	1,750	5.5	1,152	65.8
くり	133	107	80.5	16,816	1,163	6.9	753	64.7
パインアップル	7	7	100.0	383	40	10.4	17	42.5
キウイフルーツ	74	70	94.6	4,990	307	6.2	206	67.1

注：「有効回収数」は、回収があったもののうち、当年産において栽培がなかった経営体等を除いた数である。

(8) 調査期日

収穫・出荷終了時

(9) 調査品目（14品目）

みかん、りんご、日本なし、西洋なし、かき、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり、パインアップル及びキウイフルーツ

（なつみかん、はっさく、いよかん及びネーブルオレンジについては、平成19年産調査から廃止）

(10) 調査事項

品目及び品種別の結果樹面積、収穫量及び出荷量並びに用途別出荷量

(11) 調査方法

結果樹面積の把握は、関係団体に対する往復郵送調査及び職員による巡回・見積りの方法による。

また、収穫量及び出荷量の把握は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに職員による巡回・情報収集の方法による。

(12) 集計方法

結果樹面積は、関係団体調査及び巡回・見積りにより得られた結果を集計している。

収穫量は、往復郵送調査結果により算出した10a当たり収量を、必要に応じて巡回・情報収集結果により補完し、結果樹面積を乗じて算出している。

なお、往復郵送調査結果により算出した10a当たり収量については、調査対象品目について、関係団体を取り扱う数量の割合がおおむね80%以上の場合は団体調査結果を、おおむね80%未満の場合は標本経営体調査結果を採用している。

(13) 全国値の作成

結果樹面積については、当年産の結果樹面積の主産県計値に、当年産の結果樹面積の主産県計値と平成23年の栽培面積の主産県計値の比率と平成23年の栽培面積の非主産県計値を基に推計した非主産県の結果樹面積を加えて推計している。

ただし、みかん計については、早生温州と普通温州ごとに推計した全国値を合計している。

非主産県の結果樹面積の推計方法は以下のとおり。

$$\text{当年産の非主産県の推計値} = \frac{\text{当年産の結果樹面積の主産県計値}}{\text{平成23年の栽培面積の主産県計値}} \times \frac{\text{平成23年の栽培面積の非主産県計値}}$$

収穫量及び出荷量については、直近の全国調査年（平成21年産）における全国値と主産県計値の比率を基に推計している。

推計方法は以下のとおり。

$$\text{当年産の全国値の推計値} = \frac{\text{平成21年産の全国調査の全国値}}{\text{平成21年産の全国調査の主産県計値}} \times \text{当年産の主産県計値}$$

なお、パインアップルについては沖縄県のみ調査であり、全国値作成のための推計は行っていない。

(14) 目標精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

(15) 東日本大震災の影響

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた区域において、同事故の影響により収穫または出荷のされなかったものは収穫量及び出荷量に含めていないが、生産者が収穫を意図して栽培していたものは結果樹面積に含めている。

2 用語の説明

(1) 結果樹面積

「結果樹面積」とは、農家が当該年産の収穫を意図して結果させた栽培面積をいう。

なお、パインアップルの収穫面積は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに収穫した面積とした。

(2) 10a当たり収量

「10a当たり収量」とは、実際に収穫された（農家が収穫放棄した場合は除く。）10a当たりの収穫量をいい、具体的には結果樹面積の10a当たりの収穫量をいう。

(3) 収穫量

「収穫量」とは、収穫したもののうち、生食用及び加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

(4) 出荷量

ア 「出荷量」とは、収穫量から生産者の自家消費量、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等の量を差し引いた重量をいう。

イ 出荷量の計測は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を用いて計上した。したがって、入目量は含めていない。

(5) 生食向け出荷と加工向け出荷

ア 「生食向け出荷」とは、生食用として出荷したものである。

イ 「加工向け出荷」とは、加工場又は加工を目的とする業者に出荷したものと及び加工されることが明らかなものである。

(6) 集出荷団体

「集出荷団体」とは、取扱数量の多少にかかわらず、選別、包装、荷造り、輸送、代金計算等の全部又は一部を共同で行う団体（ただし、農家が2～3戸で構成し、出荷量も極めて少なく、名目だけの任意組合のようなものは除く。）であって、総合農協、専門農協等のような出荷調整能力を有するものをいう。

(7) 果樹の年産区分

果樹は永年作物で、1年1収穫期であることから年産は暦年を原則とするが、出荷開始期などから出荷期間が2か年にわたる品目は、その全量を主たる収穫期間の属する年の年産とした。

3 利用上の注意

(1) 本書に掲載した全国農業地域の区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

(2) 本書に掲載した結果樹面積、10a当たり収量、収穫量及び出荷量の統計数値は、各表示単位（ha、kg、t）に基づき、以下の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁（下から）		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 し ない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

- (3) 表中で用いた記号は、以下のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例0.4ha 0ha）
「-」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
「nc」：計算不能

(4) 秘匿方法について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

- (5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類の「果樹」で御覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>】

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班
電話 03 - 3502 - 8111 内線3680
03 - 6744 - 2044 （直通）
FAX 03 - 5511 - 8771

別表1

果樹の品種区分

品 目	品 種 区 分
み かん	早生温州（3）ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州
りんご	ふじ、つがる、ジョナゴールド、王林
日本なし	品種区分なし
西洋なし	〃
かき	〃
びわ	〃
1)もも	〃
2)すもも	〃
おうとう	〃
うめ	〃
ぶどう	〃
くり	〃
パインアップル	〃
キウイフルーツ	〃

注：1) ももには、ネクタリンを含む。

2) すももには、プルーンを含む。

3) ハウスみかん及び極早生みかんは、早生温州の内数である。

別表 2

果樹の年産区分

品 目	年 産 区 分 (主たる収穫期間)	備 考
み か ん	23年 9 月 ~ 12 月	<p>みかんは早生温州と普通温州別にまとめており、主たる収穫期間は次のとおりである。</p> <p>早生温州 23年 9 月 ~ 11 月 (ハウスみかん 23年 4 月 ~ 7 月) (極早生みかん 23年 9 月)</p> <p>普通温州 23年 11 月 ~ 12 月</p>
り ん ご	23年 8 月 ~ 11 月	
日 本 な し	23年 8 月 ~ 9 月	
西 洋 な し	23年 9 月 ~ 10 月	
か き	23年 9 月 ~ 12 月	
び わ	23年 5 月 ~ 6 月	
も も	23年 6 月 ~ 8 月	
す も も	23年 7 月 ~ 8 月	
お う と う	23年 5 月 ~ 7 月	
う め	23年 6 月	
ぶ ど う	23年 7 月 ~ 10 月	
く り	23年 8 月 ~ 10 月	
パイナップル	23年 4 月 ~ 24年 3 月	
キウイフルーツ	23年 10 月 ~ 12 月	

別表 3

品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表

品 目	調 査 対 象 都 道 府 県 名
み か ん	千葉、神奈川、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、和歌山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
り ん ご	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、群馬、富山、石川、山梨、長野、岐阜、広島
日 本 な し	宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、滋賀、京都、兵庫、鳥取、広島、山口、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
西 洋 な し	青森、山形、福島、新潟、長野
か き	山形、福島、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、奈良、和歌山、鳥取、島根、香川、愛媛、福岡
び わ	千葉、兵庫、和歌山、香川、愛媛、長崎、鹿児島
も も	山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、愛知、和歌山、岡山、香川、愛媛
す も も	青森、山形、福島、山梨、長野、和歌山、福岡、鹿児島
お う と う	北海道、山形
う め	群馬、神奈川、福井、奈良、和歌山、徳島
ぶ ど う	北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、山梨、長野、愛知、滋賀、大阪、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、大分
く り	茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、長野、岐阜、大阪、兵庫、島根、香川、愛媛、熊本、大分、宮崎
パインアップル	沖縄
キウイフルーツ	栃木、神奈川、山梨、静岡、和歌山、愛媛、福岡、佐賀、大分